

# 自治会ハンドブック

— 改訂版 —



守山学区まるごと活性化プラン  
自治会魅力向上プロジェクト

## ～ はじめに ～

守山市では平成25年度に「守山まるごと活性化プラン」が策定されました。

このプランは、市内7つの学区においてそれぞれの自然資源、歴史資源、文化資源などの地域のたからものを活かしながら、地域への「愛着と誇り」の醸成や地域コミュニティの活性化のための取り組み方策がまとめられたものです。

守山学区は中山道を中心に発展を続けてきたまちで、JR守山駅に近いことから都市化がますます進んでいる地域です。

この地域特性の中で、守山学区の活性化プランは「人がつながり、自然と歴史を大切にすまち」をテーマとして4つのプロジェクトが定められました。

その1つが「自治会魅力向上プロジェクト」です。これは、都市化の進む守山学区では地域の基盤としての自治会活動の持続性が重要であると考えられたからです。

早速、平成26年度から活動が開始され、自治会業務を整理するとともに、自治会における諸課題の把握、その解決策や改善の方策の議論などに取り組んできました。その活動の成果として、平成30年に「自治会ハンドブック」を作成しました。

完成から2年余りが経過する中、状況変化等を加え、今後の自治会運営に役立てていただけるよう改訂版を作成いたしました。

末筆になりますが、作成に携わっていただいた「守山学区自治会魅力向上プロジェクト」委員の方々のご努力に感謝申し上げますと共に、関係の方々にご活用いただき、守山学区および各自治会の活性化が進みますことを願ってやみません。

令和3年3月

守山学区まるごと活性化プラン総括者

守山学区長 杉本 信也

# 【目次】

## 第1章 市と自治会

1. 自治会の活動	1
2. 市に関連する業務	2
3. 市の助成等	5
4. 市連絡先一覧	7
5. 自治会長に関する団体等	8
6. 行政委嘱委員等	9
7. 市の災害情報	12
8. 自治会の法人化	13
9. 市役所マップ	14
10. 学区自治会マップ	16

## 第2章 住民の声

1. 学区住民が思っている自治会 ～ 第4回わがまちミーティングより	17
2. 学区住民が思っている自治会 ～ 第5回わがまちミーティングより	19

## 第3章 自治会の悩み

1. 誰か引き受けて！	(役員に関する悩み)	21
2. 市役所何とかして！	(行政に関する悩み)	27
3. どんな行事をすればいいの？	(事業に関する悩み)	31
4. 知り合って幸せに！	(会員に関する悩み)	33
5. 活動を知ってもらおう！	(情報に関する悩み)	34
6. これっていいの？	(募金に関する悩み)	35

# 第1章 市と自治会

自治会は地域をまとまりとして「住みよいまちづくり」をめざしてさまざまな活動をしています。その中で「市」に関係することが結構たくさんあります。

自治会にとって、市関係のことがらについては「わからないこと」や「知りたいこと」が多いのでそれを第1章にまとめてみました。

## 1. 自治会の活動

まずは、自治会の活動を紹介します。当学区内の自治会で行われている活動の事例です。自治会ごとの取り組み項目はそれぞれの実情に合わせてさまざまです。

活 動	内 容
(1)防犯活動	通学の見守り、自転車マナー啓発、防犯灯の管理、防犯カメラの設置等
(2)防災活動	自衛消防隊をはじめとする自主防災組織を整備し、地震や火災等の災害に備えた防災訓練等
(3)環境活動	ごみ集積所の管理、道路・河川等の清掃等の地域の美化、環境保全
(4)福祉活動	敬老会、高齢者サロン、子育てサロン、人権研修の開催や募金協力等の地域福祉活動
(5)文化活動	文化祭や地域の伝統文化の継承、文化遺産の保存等
(6)親睦活動	会員の交流と親睦を目的に、夏祭り、文化祭、ハイキング、自治会カフェ等、気軽に参加できる行事
(7)広報活動	自治会行事や行政のお知らせ等、回覧板や掲示板での情報提供



## 2. 市に関連する業務

次に、自治会活動のうち「市」に関連する業務について取りまとめました。

なお、自治会長は市から「行政事務嘱託員」の委嘱を受けて一定の役割を果たすこととなっており、その業務も掲載しています。

※行政事務嘱託員とは…

行政との連絡調整等を行い、行政事務を円滑にすることを目的とした無報酬の非常勤嘱託員です。市長から委嘱され、任期は一年です。

業 務	内 容	窓 口	
①市事業の 連絡調整	市や工事業者等から連絡があれば、住民への周知等の調整を行います。【行政事務嘱託員職務】	市民協働課 守山会館 関係各課	
②住民要望等の 取り次ぎ	行政に対する住民からの意見や要望等があれば、市へ連絡します。「自治会要望」として市へ要望書を提出する場合は、守山会館長と事前に協議の上、所定の様式にて守山会館へ提出します。【行政事務嘱託員職務】		
③文書の掲示や 配布 	毎週水曜日の午後に自治会の公文書箱へ、市からの書類が届けられます。回覧とポスター掲示の依頼は毎月第2・第4水曜日です。全戸配布の場合は事前に日時等の確認があります。送付数（回覧、ポスター掲示、全戸配布）の変更の際は、守山会館または市民協働課へ連絡します。【行政事務嘱託員職務】		
④ 公 共 施 設 の 管 理	消火栓	消火栓は市の管理であり、異常があれば市へ連絡します。	危機管理課
	消火器具庫	器具庫および庫内にある消防ホース等の器具は自治会管理です。日頃から点検が必要です。交換や新規設置の際には、経費について市の補助制度を利用できます。	危機管理課
	防犯灯	路地等の地域内の防犯灯は自治会管理です。球切れ等の交換は自治会が行います。なお、街路等大きい道路の防犯灯は市の管理です。修繕等は市に連絡します。	危機管理課
	ごみ集積所	ごみ集積所は自治会管理です。なお、修繕や更新の費用は市の補助制度を利用できます。 ごみの持ち去りを発見した場合は、警察 または市担当課に連絡します。 	ごみ減量推進課

路上の犬・猫等の死骸	住民から連絡を受けたら市担当課に連絡します。市のごみ収集委託業者が収集に来てくれます。	ごみ減量推進課
路上の放置自転車	道路や公園等の放置自転車は交番または市担当課に連絡します。 	道路： 道路河川課 公園： 土木管理課 (駅前禁止区域は危機管理課)
自治会掲示板の修理	自治会掲示板の修繕が必要な時は、担当課に連絡します。 なお、自治会が設置した掲示板は自治会で修繕する必要があるため、自治会掲示板は誰がいつ設置したのかを把握しておくことが重要です。	市民協働課 
道路・河川・公園の維持修繕	危険箇所等については市に相談します。 自治会管理の公園内の遊具については、平素の点検も大切です。 	道路・河川： 道路河川課 公園： 土木管理課
交通安全施設の修繕	支柱の劣化による修繕等が必要な場合は設置者に要請します。	危機管理課 道路河川課
こどもSOSホームの管理	毎年7～9月のSOSホーム強化月間に、まちづくり推進委員（青少年健全育成部会）にてSOSホームのコーン等のチェックが行われています。それ以外の期間でコーン等が破損したときは、随時、守山会館か社会教育課に連絡をして新しいものと取り替えてもらいます。	社会教育・文化振興課 守山会館
⑤交通安全対策	地域の交通安全対策についての相談は市担当課へ。	危機管理課
⑥公害関係	工場排水や騒音等の公害については市担当課へ連絡。	環境政策課
⑦行政委嘱委員の推薦	各自治会には民生委員・児童委員をはじめ、多種多様にわたりまちのボランティア委員が行政の委嘱を受けて活躍しています。それらの委員の交代にあたっては、自治会長は会員の中から適任者を市へ推薦することになっています。(参照：6.行政委嘱委員等)	守山会館

<p>⑧自治会への加入促進</p>	<p>市では、転入者に対し自治会加入促進チラシを渡して加入案内をされ、また住宅地やマンション等の開発事業者に対し、居住予定者の自治会加入について自治会長との協議を指導されています。従って、転入者や開発事業者からの自治会加入に関する問合せに対して、その説明や、加入手続きの対応をすることになります。</p>	<p>市民協働課 開発調整課</p>
<p>⑨住民リストの閲覧</p> 	<p>自治会長は、守山会館で住民のリストを閲覧できます。また、自治会での事業実施等にあたり、対象となる住民を正確に把握する必要がある場合は、毎月 25 日までに守山会館へ申請すると、翌月 15 日以降に市から対象者を抽出したリストが提供されます。</p> <p>提供されたリストは、鍵のかかるところで保管するなど、個人情報が漏えいしないよう適切に管理する必要があり、提供期間（15 日間程度）終了後は速やかに市へ返却しなければなりません。</p>	<p>市民協働課 守山会館</p>
<p>⑩避難行動要支援者名簿の提供</p>	<p>避難行動要支援者名簿（災害時における避難に際し、支援を要する方の名簿）の掲載対象者のうち、事前に同意が得られた方の「同意者の名簿」を市が作成し、地域の支援者である、自治会（自主防災組織含む）、民生委員・児童委員、消防、警察などへ平常時から提供することで、日ごろの声かけや見守り活動、災害発生前からの避難支援の体制づくりに活用いただいています。</p> <p>名簿情報管理責任者及び保管場所を自治会長より報告いただきます。追加・廃止による差し替えは年 2 回程度実施しています。</p>	<p>健康福祉政策課</p>
<p>⑪行方不明高齢者等 SOS ネットワーク 事前登録者の情報共有</p>	<p>守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワークの事前登録をされた方のうち、地域の支援者である自治会長、民生委員・児童委員、消防、警察などへの情報提供について同意が得られた場合に、情報を提供し、行方不明発生時等における早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>地域包括支援センター 南部地区地域包括支援センター</p>
<p>⑫その他の相談</p>	<p>守山会館が窓口です。（市の各部署への取次含め）</p>	<p>守山会館</p>

### 3. 市の助成等

自治会に対する市の助成制度（補助金等）は下表のとおりです。

助成制度	内 容	窓 口
自治会交付金	市との連絡調整事務および配布物等の配布業務に対する交付金。	市民協働課
自治会まちづくり活動交付金	地域の連携意識の高揚および住民福祉の向上、各種まちづくり活動に対する交付金。	
「わ」で輝く自治会応援報償金	市が奨励する「地域での自発的・自主的な活動」に対する報償金。 内容は年度ごとのメニュー表によります。	
自治会集会所建設等補助金	自治会集会所の建設や修繕に対する補助金。内容により補助率が異なります。	
共同墓地整備事業費補助金	自治会等が行う共同墓地の整備等に要する経費に対する補助金。	
近隣景観形成協定推進に関する補助金	県条例に基づく協定の締結や運営に係る事業費に対する補助金。	
近隣景観形成協定地区修景対策費補助金	協定の区域内において行う修景対策の取組に対する補助金。	
ごみのない美しい街づくり運動報償金	11月～12月の指定日のうち1日実施されるごみ清掃活動に対する報償金。 	ごみ減量推進課
資源物回収報償金	前年の資源物売却益に応じて交付する報償金。	
ごみ集積所整備事業補助金	ごみ集積所の整備に対する補助金。	
水と緑のふるさとづくり事業補助金	揚水機の稼働に伴う電気代、河川への魚の放流、水生植物の育成等の取組に対する補助金。	環境政策課
LED防犯灯設置補助金	LED防犯灯の新規設置に対する補助金。	危機管理課 
防犯カメラ設置事業費補助金	防犯カメラの新規設置に対する補助金。	
自治会防災施設・設備整備費等補助金	自治会の防災施設や設備に対する補助金。	

地域家庭菜園設置事業補助金	初年度の設備投資費用に対する補助金。	農政課
町史等刊行する印刷製本費用に対する補助金	町史等を刊行する取組に対する補助金。	文化財保護課
河川愛護作業助成金	7月の指定日に実施される河川清掃活動に対する助成金。	道路河川課
私道舗装整備補助金	生活道路として使われる私道の舗装整備に対する補助金。	
公園管理報償金	市の小公園の維持管理に対する報償金。	土木管理課
児童遊園整備費等補助金	児童遊園の整備に対する補助金。	
親と子の広場整備費等補助金	親と子の広場の整備に対する補助金。	
花の街角づくり事業	自治会の「花の街角づくり」継続への支援で、花苗・種子を市が配布されます。	
のびのび木陰づくり事業	「のびのび木陰づくり」への支援で、苗木・支柱を市が配布されます。	



#### 4. 市連絡先一覧

市組織の内、自治会と関連する課の連絡先です。

担当部署	電話	メールアドレス
守山会館	583-5229	moriyamakaikan@city.moriyama.lg.jp
市民協働課	582-1148	shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp
市民課	582-1122	shimin@city.moriyama.lg.jp
環境政策課	584-4691	kankyoseisaku@city.moriyama.lg.jp
ごみ減量推進課	584-4692	gomigenryo@city.moriyama.lg.jp
危機管理課	582-1119	kikikanri@city.moriyama.lg.jp
土木管理課	582-1134	dobokukanri@city.moriyama.lg.jp
道路河川課	582-1157	dorokasen@city.moriyama.lg.jp
開発調整課	582-1163	kaihatsu@city.moriyama.lg.jp
農政課	582-1130	nosei@city.moriyama.lg.jp
健康福祉政策課	582-1123	fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp
地域包括支援センター	581-0330	chiikihokatsu@city.moriyama.lg.jp
南部地区地域包括支援センター	585-9201	nanbu-hsc@yuinosato.or.jp
社会教育・文化振興課	582-1142	shakaikyoiku@city.moriyama.lg.jp
文化財保護課	582-1156	bunkazai@city.moriyama.lg.jp

【緊急連絡先】 電話番号：077-583-2525（代表）

緊急の場合、各課担当者に繋いでいただくことが可能です。



## 5. 自治会長に係る団体等

団体名	活動内容等	担当部署
守山学区 自治会長会	学区内 16 自治会長で構成され、学区長、副学区長、監事を互選により選出しています。月 1 回(第 3 水曜日)会議を開催し、自治会相互の連絡調整や市等からの依頼や事業の説明があります。	守山会館 ☎(583)5229 市民協働課 ☎(582)1148
守山学区 まちづくり推進会議	青少年の健全育成や人権問題の解決を図ること等を目的に、昭和 54 年に設立。「青少年健全育成部会」「人権教育部会」「市民活動部会」の 3 部会があり、まちづくり事業を進められています。	守山会館 ☎(583)5229 社会教育・文化振興課 ☎(582)1142
守山市 社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人で、学区社会福祉協議会や福祉団体と協力してさまざまな地域福祉活動を展開されています。 赤十字活動資金募集(5・6月頃)・赤い羽根共同募金(10～12月)・歳末助けあい運動(12月)等、自治会長会を通じて自治会に協力依頼をされます。	守山市社会福祉協議会 ☎(583)2923
守山学区 社会福祉協議会	学区内の地域福祉の増進と住みよいまちづくりを図ることを目的に設立。「総務部会」「広報啓発部会・ボランティア部会」「地域福祉部会」「児童福祉部会」の 4 部会があり、地域福祉事業を進められています。 なお、自治会長は、当協議会の理事として参画します。	守山会館 ☎(583)5229 守山市社会福祉協議会 ☎(583)2923
守山学区地域安全 ふれあい連絡会	守山学区における地域安全と心の交流を目的として、安全で安心なまちづくりを推進するべく平成 6 年に設立。 登下校時における防犯パトロール活動や通学路における安全指導、夏季・冬季の重点パトロール活動、自転車のマナーアップ啓発活動等を実施されます。	守山会館 ☎(583)5229 危機管理課 ☎(582)1119 市民協働課 ☎(582)1148 社会教育・文化振興課 ☎(582)1142 学校教育課 ☎(582)1141
守山物部 スポーツクラブ	スポーツ振興法に基づき、地域住民の健康保持増進や交流を目的に平成 24 年に設立。健康体操教室や、夏休みキッズ教室、冬休みフットサル教室等の事業を実施されます。	守山会館 ☎(583)5229 スポーツ振興課 ☎(582)1169

## 6. 行政委嘱委員等

地域では多くの行政委嘱委員等が活躍されています。  
行政委嘱委員等の種類、任期や職務は次のとおりです。  
(※印が付いている項目は自治会長が推薦します。)



行政委嘱委員等	任命者・任期・職務等
民生委員・ 児童委員※	厚生労働大臣が委嘱されます。任期は3年（再任可）です。直近では令和元年12月に改選されました。民生委員は児童委員でもあり、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを推進されています。
主任児童委員	児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する、民生委員・児童委員です。
福祉協力員※	市社会福祉協議会会長が委嘱されます。任期は2年で、4月に改選されます。自治会ごとに1名以上選任され、自治会の福祉活動の担い手として、すこやかサロンや子育てサロン、見守り、訪問活動等を行われています。
健康推進員※	市長が委嘱されます。選任前に基礎知識を習得する養成講座を受ける必要があります。平成30年度から任期は2年となり、ほっとステーション等でのおやつ作りや食育推進活動等、健康づくりのための活動を地域ぐるみで推進されています。
まちづくり推進員	自治会長が選任し、任期は1年（再任可）です。守山学区まちづくり推進会議の委員として、「青少年健全育成部会」「人権教育部会」「市民活動部会」の3部会のいずれかに所属し活動されています。 「青少年健全育成部会」ではあいさつ運動や街頭啓発等、「人権教育部会」では学区・自治会での人権学習会の開催等、「市民活動部会」ではグラウンドゴルフ大会の開催や美化運動等を通じて、明るいまちづくりを推進されています。
地域安全指導員※	守山警察署長が委嘱されます。任期は2年（再任可）です。守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会の地域安全指導員として、巡回パトロール等を通じて犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをめざして活動されています。
子ども安全リーダー	守山警察署長が委嘱されます。守山学区では8名が委嘱されています。通学路等の安全パトロールや子どもへの安全指導等の活動を行われています。

少年補導員※	守山警察署長が委嘱されます。任期は2年（再任可）です。年齢制限が70歳未満（ただし1期に限り延長可）となっています。街頭巡回や登下校時の声かけ等、青少年の非行防止と健全育成を推進されています。
少年補導委員※	守山野洲少年センター運営委員会会長が委嘱されます。任期は2年（再任可）です。年齢制限が70歳未満（ただし1期に限り延長可）となっています。青少年の非行防止と健全育成を推進されています。（少年補導員を兼ねます。）
地域環境推進員※	自治会長の推薦を受けて、市長が委嘱されます。任期は1年（再任可）です。自治会の環境保全のリーダーとして、ごみの適正な分別や環境美化、環境保全の啓発を行われています。
路上違反広告物 除却推進員	市長が委嘱されます。任期は2年です。市内には勝部「守山クリーンクラブ」、梅田町「クリーン梅田」の2団体があります。講習を受け、景観を守る活動を実施されています。
投票立会人※	市選挙管理委員会が選任します。選挙投票日に投票所で立会人の職務を行われます。
統計調査員	登録制で統計調査の実施ごとに委嘱されます。任期は調査ごとで異なります。調査票の配布や回収等の作業をされます。
スクールガード	学校ごとの登録制で各校長に登録名簿を提出しています。母体は老人クラブや自治会等さまざまです。任期はありません。学校から代表の方等へ月ごとの児童の下校時刻一覧が送付され、登下校時の見守り活動をされています。
学校評議員	学校長の推薦で市教育委員会が委嘱されます。任期は1年です。学校評議員会で学校運営等に関して意見を述べられます。
おうみ通学路交通 アドバイザー	学区長が推薦し、県教育委員会教育長、県土木交通所管部長、県警察本部交通部長の三者が合同で委嘱されます。任期は2年（再任可）です。平成24年4月に京都府亀岡市で発生した通学児童の列に自動車が入り込む交通事故を受け、通学児童の安全確保対策の一環として、平成25年4月1日に設置されました。守山小学校区1人、物部小学校区1人の2名。通学路の点検や児童の保護誘導活動等を実施されます。
守山市スポーツ 推進委員	教育長が委嘱されます。任期は2年です（再任可）。市のスポーツ事業の運営や守山物部スポーツクラブの事業への支援を行われます。守山学区からは定員6名のうち、3人の委員が選任されています。（令和2年4月1日現在）

守山物部スポーツクラブ運営委員※	守山物部スポーツクラブ代表が委嘱されます。任期は2年です(再任可)。毎月のスポーツ活動のほか、健康体操教室や子ども向けのスポーツ教室等、スポーツ推進員とともに運営されます。
保護司	学区単位の「保護司候補者検討協議会」が候補者を選出し、保護観察所の推薦で、法務大臣が委嘱されます。任期は2年です(再任可)。犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるとともに、保護観察官と協働し、保護観察にあたられます。
人権擁護委員	学区長の推薦により、議会の諮問等を経て、市から法務局へ推薦します。法務局から弁護士会等へ諮問され、法務大臣が委嘱されます。任期は3年です(再任可)。学区毎に1から2名で、守山学区は2名です。人権擁護活動や人権思想の普及高揚に努められます。
人権擁護推進員	学区長の推薦で、市長が委嘱されます。任期は3年です(再任可)。各学区2名で、人権擁護委員の活動の補助が行われます。



## 7. 市の災害情報

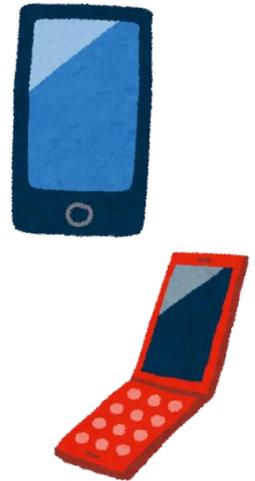
災害発生時には、市から「高齢者等避難」「避難指示」が発令される場合があります。※法改正後（令和3年6月頃予定）の用語で記載しています。

市では、災害時等に防災・防犯情報をメールで配信する「安全・安心メール」があります。会員の安全管理の点から、自治会役員も利用すると便利です。

問い合わせ：危機管理課 ☎582-1119

### 配信される情報

- ・災害情報（避難勧告、国民保護情報（ミサイル・テロ等））
- ・気象情報（警報等）
- ・行政情報（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ警報発令等）
- ・地震情報（震度速報等）
- ・防犯情報（詐欺情報、不審者情報等）



### 登録する手順

- ①「t-moriyama@sg-m.jp」へ空メールを送信します。
- ②返信メールに記載された登録用アドレス（URL）へアクセスします。
- ③利用規約を確認し、メール配信に同意します。
- ④配信を希望する情報を選択し、登録を行います。登録が確認されると、確認メールが届きます。

### 利用上の注意

- ・申込み（登録）は無料ですが、メールの受信にかかる通信料は、利用者の負担となります。
- ・迷惑メール受信拒否やパソコンからのメール受信拒否等の設定をされている場合は、「moriyama@sg-m.jp」からのメールを受信できるようにしておいてください。
- ・メールアドレスを変更した場合は、再登録してください。
- ・このメールは、情報配信のみで、返信はできません。
- ・携帯電話の電波状態や通信事業者のシステム等の条件により、メール着信に支障が生じる場合があります。

## 8. 自治会の法人化

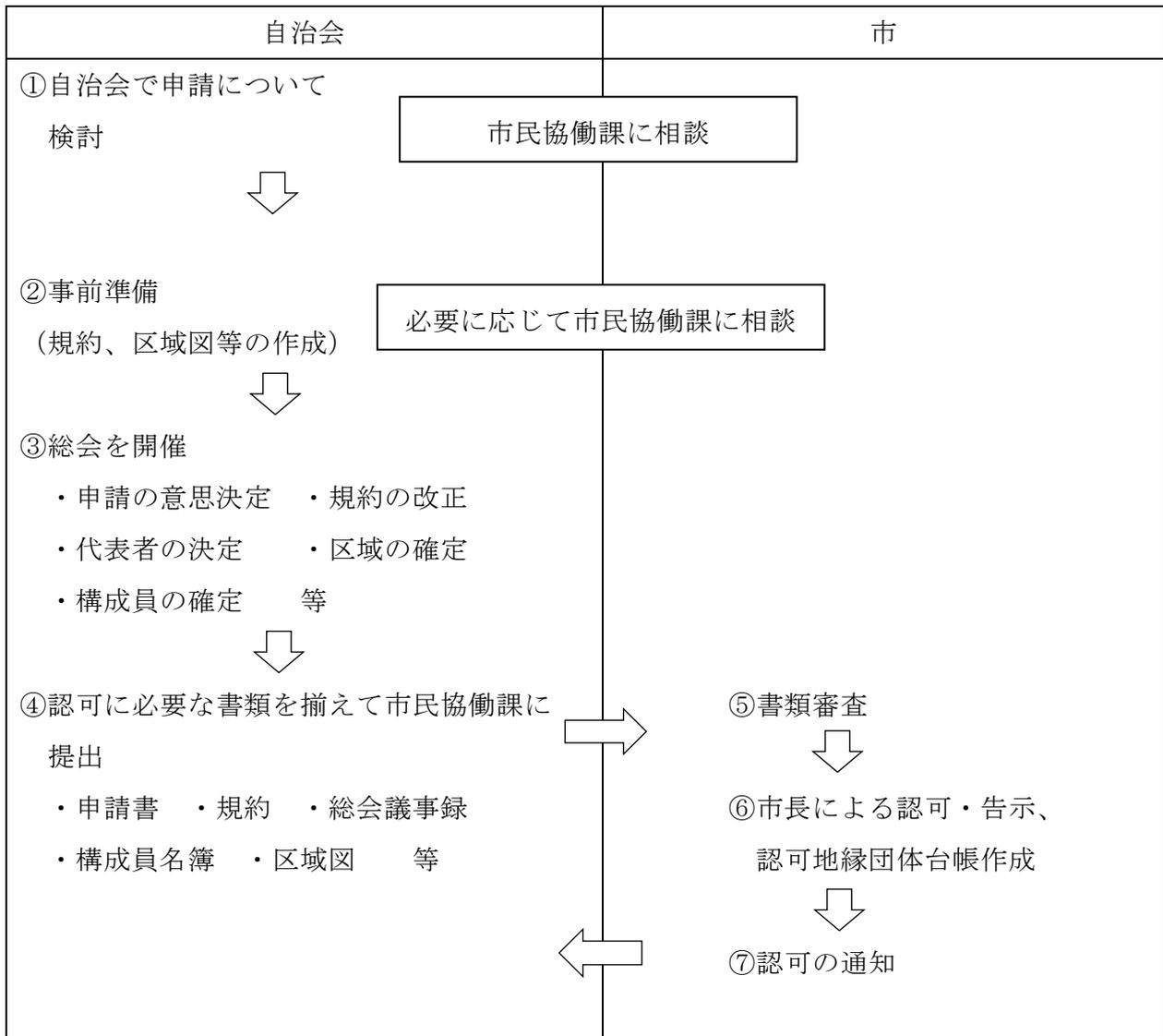
法人格のない任意団体の自治会は、自治会の名義で自治会館や土地等の不動産登記ができません。自治会長個人または役員の名義で不動産登記をしている場合、相続問題や差押え等の財産上の問題が生じることがあります。

このような問題を解消するため、不動産を保有または保有を予定している自治会に法人格を与え、不動産登記等を可能にしようとする認可地縁団体制度があります。

認可申請にあつては相当の書類と準備期間が必要となります。検討の際は、市民協働課（☎582-1148）に相談してください。

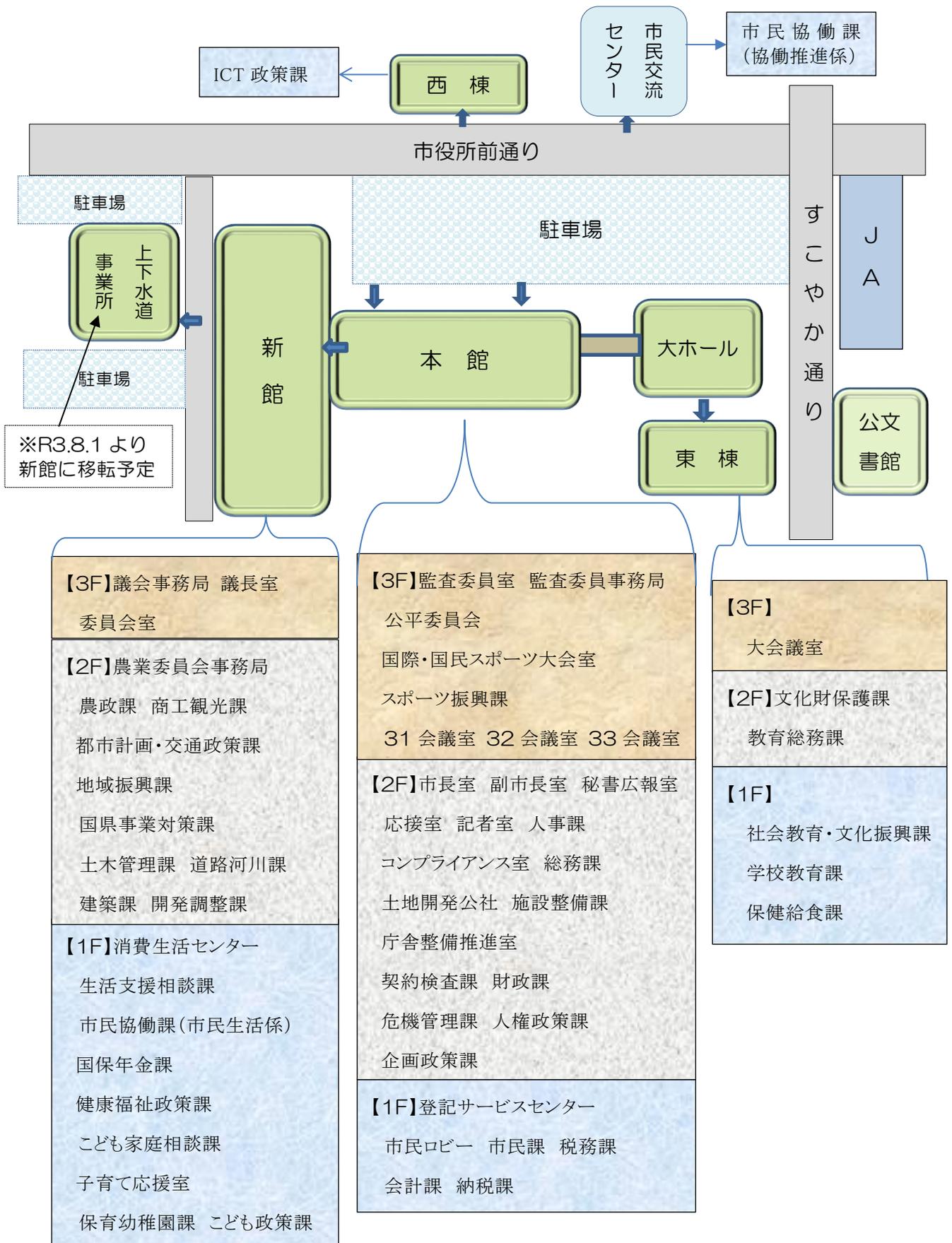
なお、令和3年3月31日時点で守山市における認可地縁団体は「勝部自治会」の1団体で、平成27年7月10日に認可されています。

### 【認可地縁団体の申請の大まかな流れ】

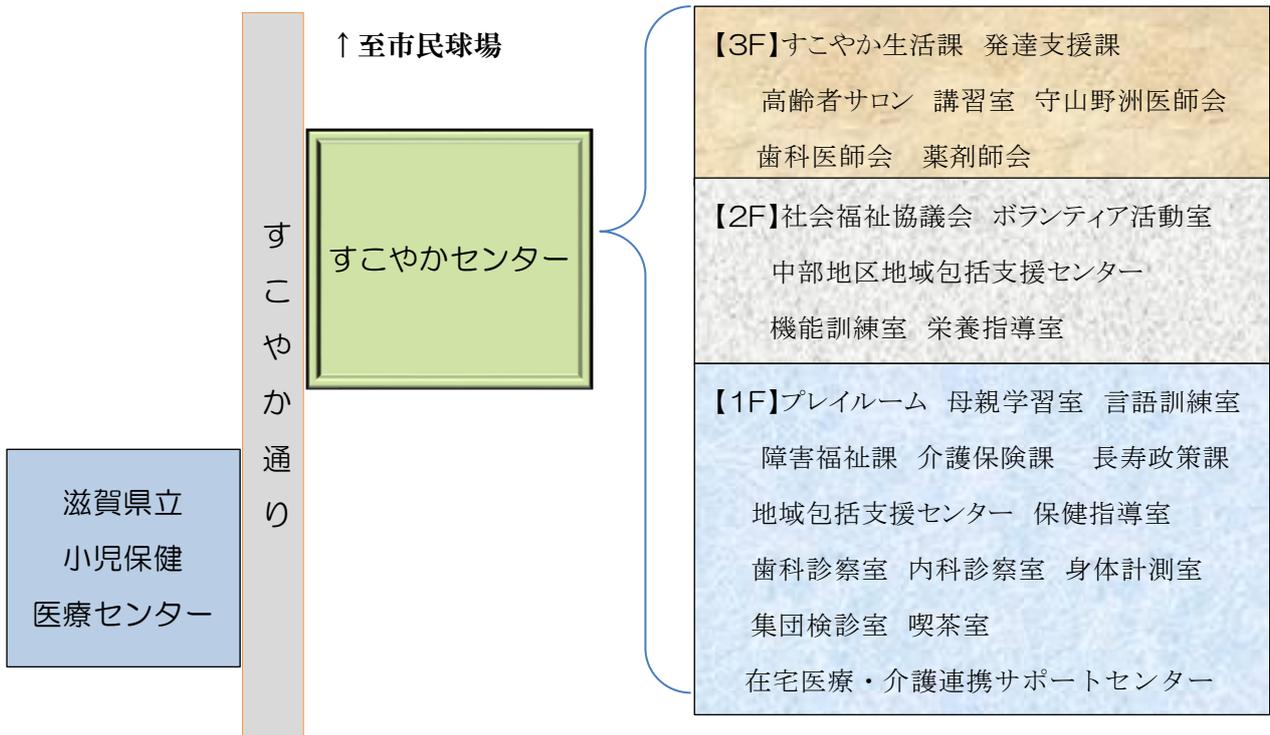


## 9. 市役所マップ

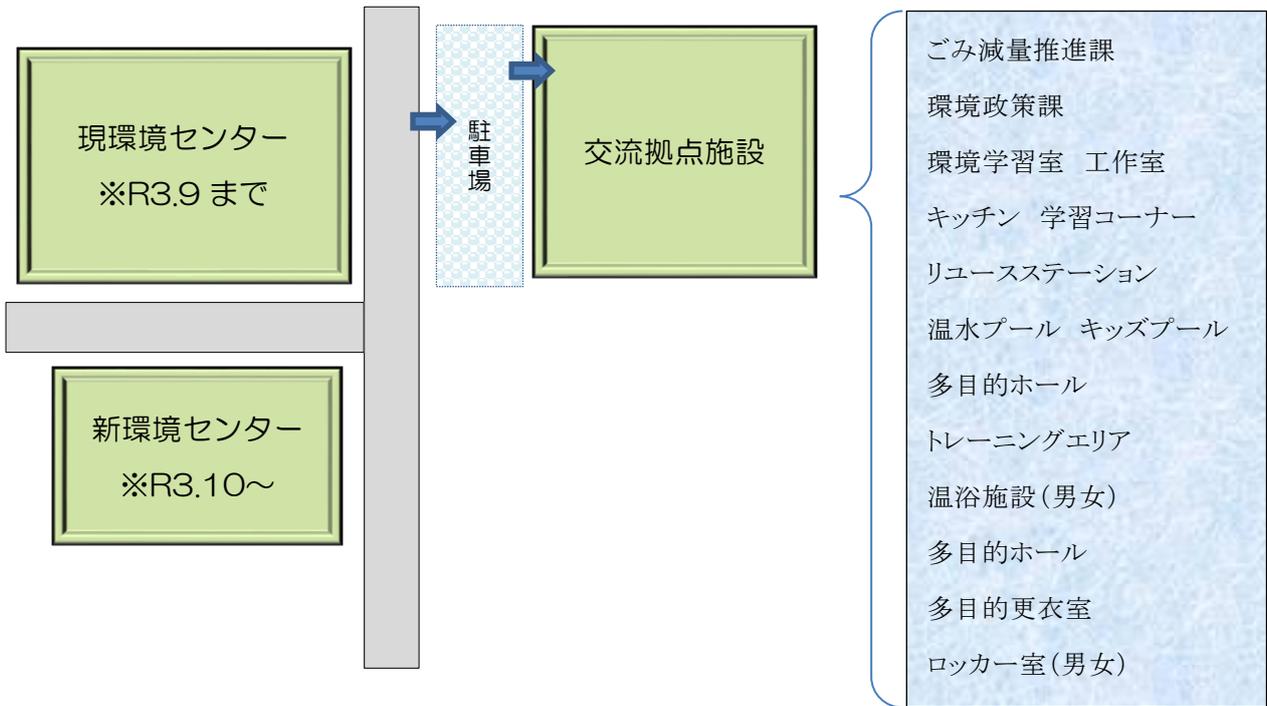
市役所の各部署の配置を示しました。(※令和3年4月予定)



すこやかセンター（市役所マップ続き）



守山市環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設



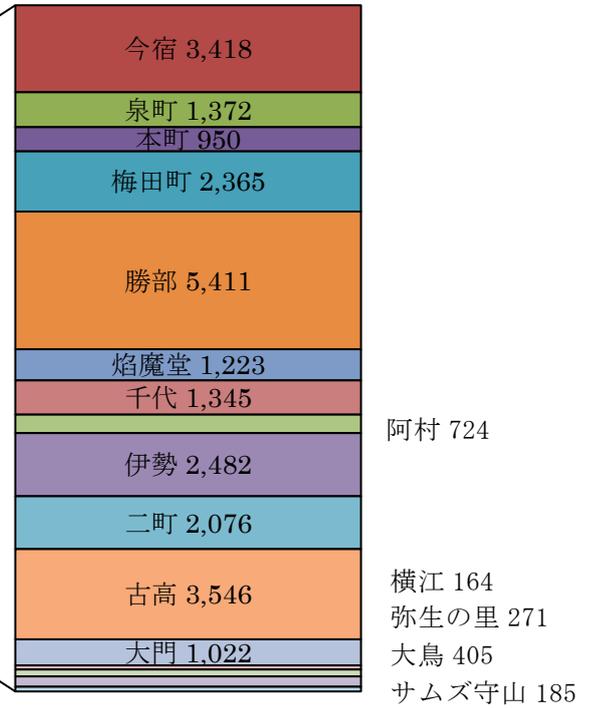
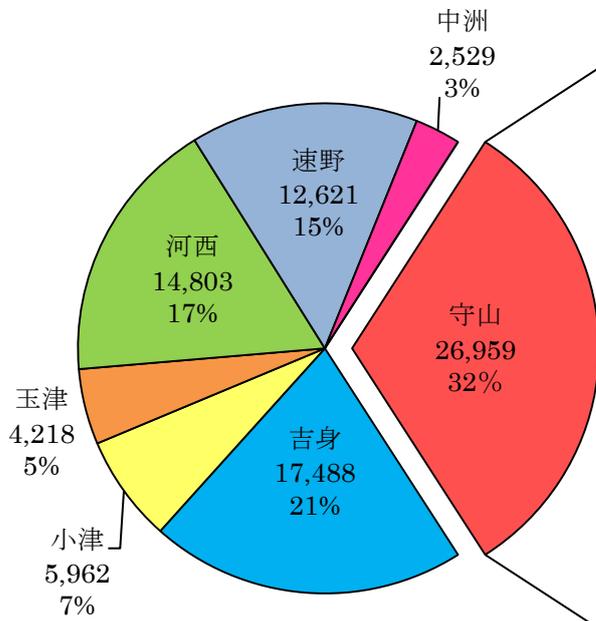
10. 学区自治会マップ

守山市全人口数：84,580

(単位：人)

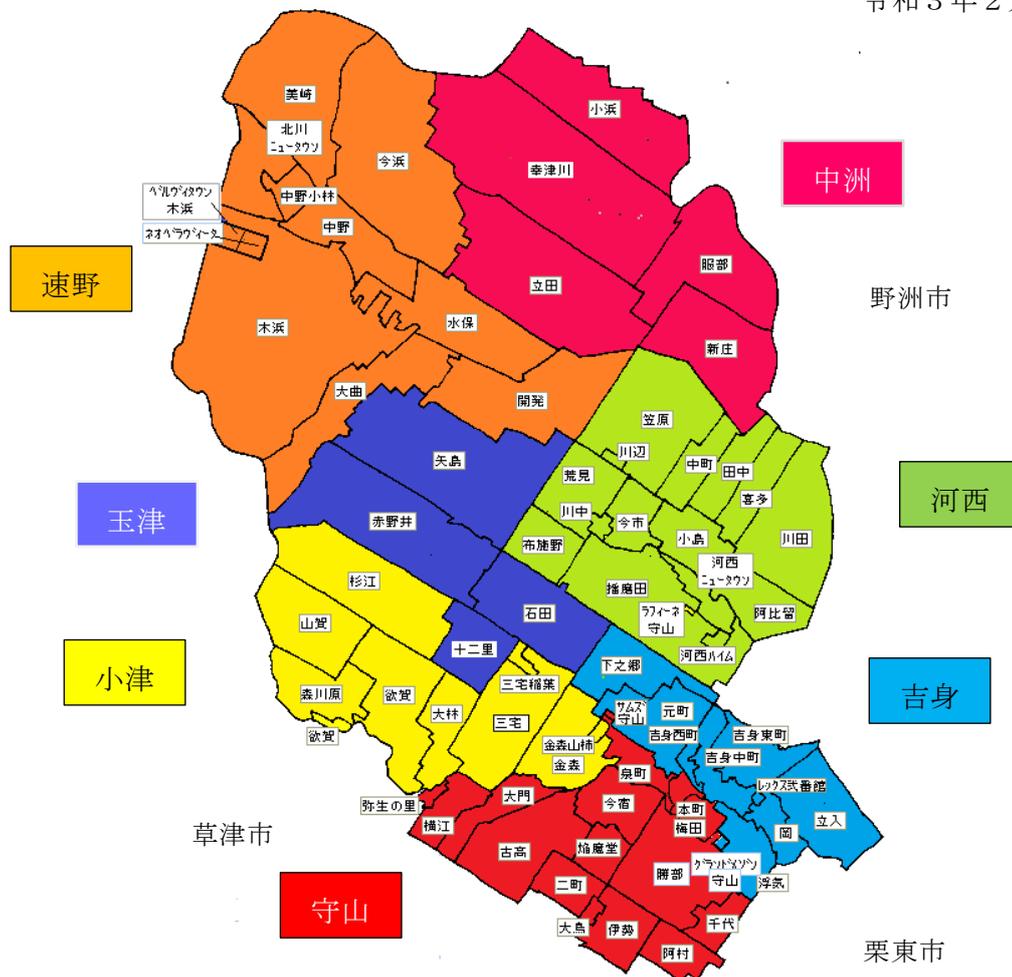
学区別人口 (守山市)

自治会別人口 (守山学区)



令和3年2月28日現在

琵琶湖



## 第2章 住民の声

自治会について、住民はどのように思っているのでしょうか…。第2章では「住民の声」を掲載します。

### 1. 学区住民が思っている自治会・・・第4回わがまちミーティングより

第4回目となる「わがまちミーティング」は守山学区住民から26名の参加を得て、平成31年2月16日に開催されました。「住み続けたいまちとは？～みんなで作り、守る地域のつながり～」というテーマについて、3つのステップに分けて話し合いをしました。その結果は次のとおりでした。

【ステップ1】あなたの身近にある地域のつながり（かかわり）って？

- ・自治会（清掃、運動会、お祭り、自治会行事、防災訓練、季節のイベント、カフェなど）
- ・スクールガード ・ご近所（ママ友、マンション住人、友達、世間話） ・子ども会
- ・PTA ・同級生 ・趣味の友達 等

【ステップ2】未来のために作り・守るべき地域のつながり（関わり）とは？

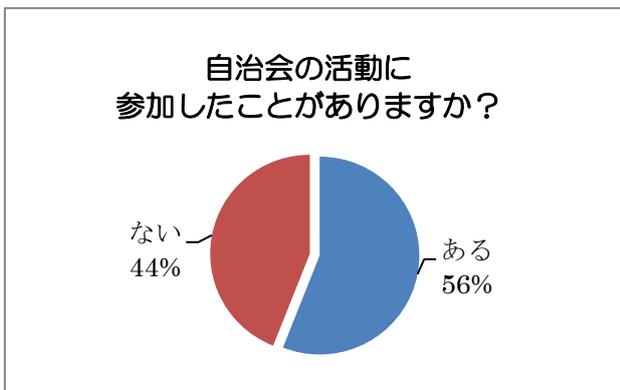
- ・声の掛け合い、助け合い、顔が見える関係 ・高齢者の見守り、適度なおせっかい
- ・清掃活動、伝統行事、交通安全 ・自然を守る活動（川、ホタル）
- ・地域について学ぶ機会（子どもだけでなく大人も） ・子どもの見守り、子育て支援
- ・気軽に参加できる場、しゃべれる場、趣味を楽しめる場 等

【ステップ3】地域のつながり（関わり）をつくり・守るために、  
私たちは何ができるのだろう

- ・顔見知りになる⇔声掛け⇔ネットワーク作り の好循環
- ・情報発信の工夫：高齢者は紙で、若い人はネットで発信
- ・地域を歩く、気づく、見てみる⇒守山を好きになる⇒話す、発信する
- ・自治会：みんなでちょっとずつ負担、定年制の導入、引継ぎしやすい環境づくり
- ・温度差を気にしない、世代間ギャップを尊重する
- ・地域の情報収集（どこで何をやっているのか集める）、シェアする、発信する
- ・つながりを無理に広げる必要はない。イベントなどをきっかけに大きくする。
- ・空きスペースを使って積極的に地域住民で集う、広めていく（少人数でもいいので）  
→地域の人と人とのつながりを作り守る（ゆるやかでも） 等

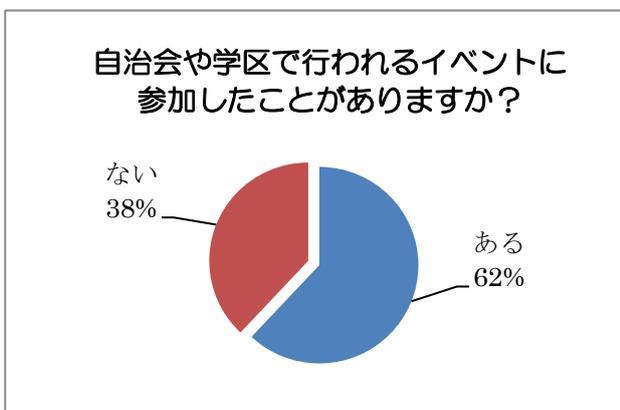
また、わがまちミーティングに参加できなかった方にも、アンケートを通して自治会や地域への思いを聞いてみました。

### <自治会について>



#### 【参加した活動】

- ・清掃、美化 ・子ども会 ・消防
- ・防災 ・祭り、文化祭 ・役員・班長
- ・運動会 ・あいさつ運動 ・避難訓練 等



#### 【参加した活動】

- ・祭り ・学区民のつどい ・子育てサロン
- ・運動会 ・文化祭 ・その他サロン
- ・防災訓練 ・新年会 ・地蔵盆 等

### 自治会の良い点と課題（複数回答可）

#### <自治会の良い点>

- ・地域のつながりができる 133 票
- ・地域の情報が集まる 80 票
- ・子育てを見守ってくれる 58 票
- ・地域に誰がいるかわかる 65 票
- ・高齢者が安全安心に暮らせる 41 票
- ・交通安全の取組がなされている 77 票
- ・顔見知りが増えることで防犯になる 80 票

#### <自治会の課題>

- ・担い手の高齢化 87 票
- ・役員の負担が大きい 107 票
- ・情報の伝達と共有が不十分 26 票
- ・参加がしにくい 33 票
- ・自治会員の意見が反映されにくい 14 票
- ・新しい地域課題に対応しにくい 26 票
- ・特にない 21 票

自治会の良い点、課題について、自由記述では以下のような意見が出されました。

#### 【良い点】

- ・美しいまちの維持 ・ご近所さんと親しくなれる。困ったときに助け合える。

#### 【課題】

- ・イベントが前例踏襲で参加したいと思えない。

- ・簡単に参加できるイベント等が少ない。
- ・担い手が少ない。
- ・活動が多すぎる。
- ・自治会役員は年齢が高く、世代のギャップを感じる。古い習慣が根強く残っている分もあり、時代の流れについていけない。
- ・なり手がいない。
- ・自治会費が高い
- ・回覧が多すぎる。
- 等

## 2. 学区住民が思っている自治会・・・第5回わがまちミーティングより

第5回目となる「わがまちミーティング」は守山学区住民から24名の参加を得て、令和2年2月11日に開催されました。「住み続けたいまちをつくるためには？～地域のつながり（関わり）の中で私たちにできること～」というテーマについて、3つのステップに分けて話し合いをしました。その結果は次のとおりでした。

【ステップ1】① 未来のためにづくり、育むべき地域のつながり（関わり）とは？

- ・挨拶、寄り合うと談笑できる
- ・緑を大切に（ほたる）
- ・子育てにあたっての繋がりがある
- ・安心して暮らせる
- 等

【ステップ2】② そのつながり（関わり）をこれからつくる  
（これからも守り、育む）ためには、何が必要だろう？

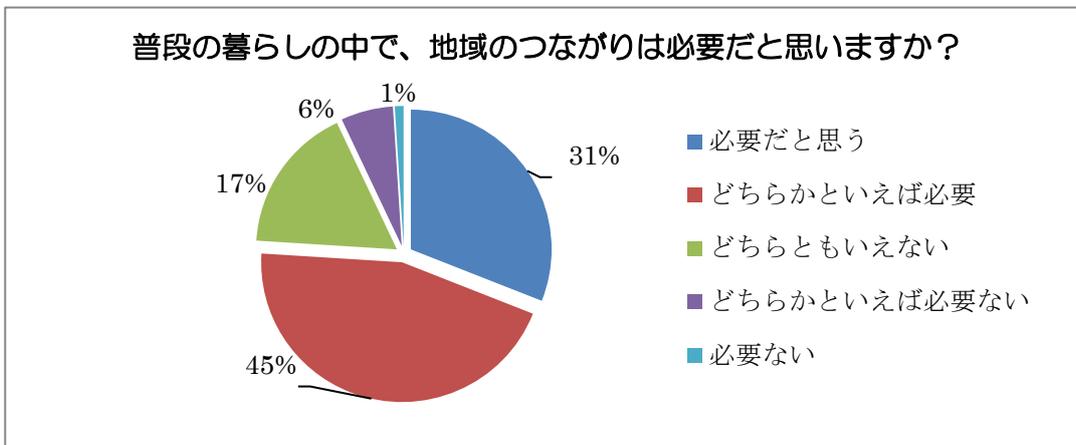
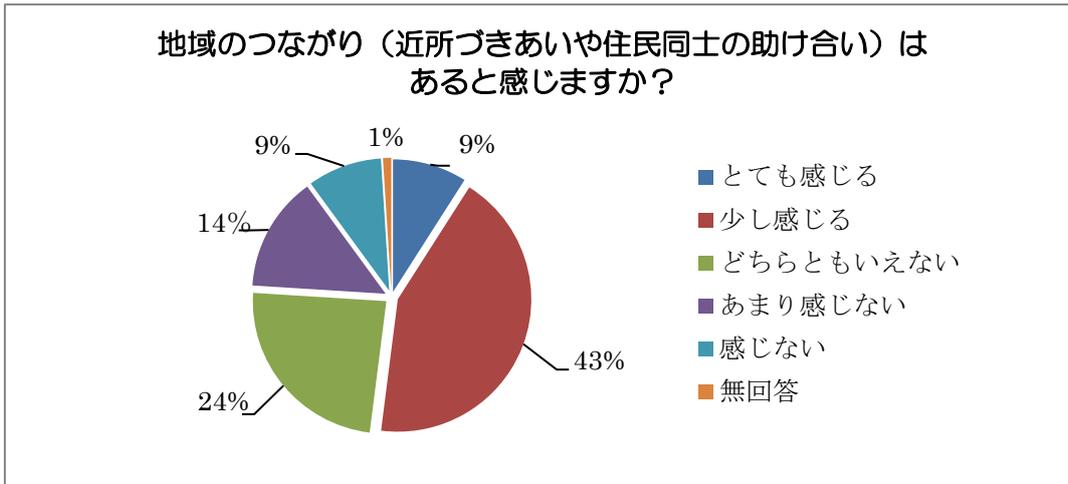
- ・出会える場所づくり
- ・場づくりに魅力を作る（任意で集まれる・子どもが参加できる等）
- ・話しかけ、声掛けをする
- ・管理人からのつながり発信
- ・既存する場の活用、開放
- ・無料、安価で借りられる場所
- ・回覧版
- ・挨拶や顔を覚える
- 等

【ステップ3】③そのつながり（関わり）をこれからつくる  
（これからも守り、育む）ために、私たちができることは？

- ・少人数にでも声掛けをする
- ・積極的に関わる・参加する
- ・情報共有する（インターネットの活用も）
- ・小学校でのイベント回数を増やす
- ・自分だけでなく、周りの人をどうするかを考える →次世代とのつながりになる
- ・個人で認識、意識（きっかけ・気づき・若者の出番づくり・アンテナを張る・声掛け）
- ・情報発信の仕方を多様なニーズに合わせて考える
- ・マンションと地域のつながり（ただし、マンション内の集まりでも反対派あり）  
→多様な対応必要
- 等

また、わがまちミーティングに参加できなかった方にも、アンケートを通して自治会や地域への思いを聞いてみました。

<地域のつながりについて>



（「必要だと思う」「どちらかといえば必要」と答えた方）

どのような理由から必要だと思いますか（複数回答可）

- ・災害時のいざという時の助け合い 129 票
- ・防災・防火活動 39 票
- ・防犯・交通安全活動 76 票
- ・一人暮らし等の高齢者の見守り 52 票
- ・地域での子育て支援 51 票
- ・祭りなどの行事や伝統文化の継承 25 票
- ・ごみ出し・草刈り・清掃など地域環境の維持・改善 60 票
- ・職場・学校以外の交友関係の構築や居場所づくり 30 票
- ・生活上の悩みや困りごとの相談 14 票
- ・住民の暮らしのニーズのとりまとめ 9 票



こうした「住民の声」を参考にして今後の自治会活動に活かし、住民ひとり一人がポジティブに取り組む地域にしていきたいものです。

また、今後も「わがまちミーティング」の開催を継続したいと望みます。

## 第 3 章 自治会の悩み

「自治会魅力向上プロジェクト」としての取り組みは、日々の自治会活動における困り事や悩みを拾い上げることからスタートしました。

プロジェクト委員の多くは自治会長であるため、日頃の自治会運営における困り事や悩みが続々と挙げられました。当学区の自治会活動を従来通り持続していくためには、これらの課題を解決または改善していくことが必要であると考えました。

挙げられた課題は 196 件にのぼり、これらを内容でグループ分けして課題件数の多い順に次の 6 つの項目に分類しました。

「**1.役員 2.行政 3.事業 4.会員 5.情報 6.募金**」  
です。

そして項目ごとに改善策や解決策について話し合いを進めていきました。

その内容を以下のページに掲げます。

### 1. 役員 誰か引き受けて…なり手が見つかりません！

自治会長は引き受けてみてはじめて実に多くの苦労を体験します。特に守山学区では開発に伴う人口増が続いており、それ故の課題も抱えています。

とりわけ、(1)行政委嘱委員等の選出と、(2)自治会役員の選出については、当学区の多くの自治会での共通課題となっています。

#### (1) 行政委嘱委員等の選出

民生委員・児童委員をはじめ、まちづくり推進員や健康推進員等の委員は、自治会長の推薦を受けた方を行政が委嘱することになっています。

任期満了による改選の時期が近付くと、自治会では会員の中から次の候補者を探しますが、これが悩みの種となります。スムーズに探せると良いのですが、容易に探し出せない、または引き受けてもらえない場合が多く、当学区のいくつかの自治会長からその悩みを聞きました。都市化により適任者についての情報が不足していたり、また仕事を理由に拒否されるケースも多くあります。

以下、プロジェクト会議で挙げられた課題を「○印」で示しました。そして、それら課題の対策を「→印」で示しました。対策は「そううまく行けばいいのだが…」といった内容のものや、話し合ったけれど適切な対策が見出せなかった場合もあります。

#### 「行政委嘱委員候補者探しの悩み」

- 委員の候補者人選は容易でなく、自治会長としては責任上放置できずとても困る。
- 推薦することは、本来権利と思うが、現実的には義務となっていて負担である。
  - 候補者がみつからない場合、市の担当者に相談する。
  - 候補者がいない場合の対応策を市と予め協議しておく。
  - 市と自治会が協力し合える方法を市に相談する。
  - 委嘱委員の内容や、やりがいについての周知強化について市と相談する。
- 自治会長がお願いに行ってもなかなか受けしてもらえず、なり手がない。
  - 候補者人選の仕組みを模索してみる（一本釣りではなく各班からの選出等）。
- 転入者については情報が少なく、また絆も浅く、候補者を探せない。
  - 元教師、元公務員等の情報を得られる仕組みを考えてみる。
  - 民生委員を学区規模で選出するようにできないか市に相談する。

#### 「行政委嘱委員の仕事量の多さ」

- 健康推進員は、事前講習が長くて負担感があり、お願いしづらい。
  - 事前講習に参加してもらいやすい仕組みを市に求める。（費用負担等）
  - 事前講習制度の見直しを市に要望する。（事後講習等）
- 高齢世帯増加で民生委員・児童委員や福祉協力員の負担が増えている。
  - 負担軽減を図るための方策を市に相談する。
  - 制度は無報酬だが自治会としての報償金を検討してみる。
- 委嘱者側の学区や市の会議や活動が負担となり、辞めていく人がいる。
  - 学区事業や市事業のあり方についての検討を求める。
- 仕事のため平日昼間の会合等は出席できない方がいる。
- 各委員になって2週間前に連絡をもらっても、仕事で行けない時が多い。
  - 開催日時の工夫や会合以外の方法の検討を市に相談する。
- 任期満了後も交代者がいないため長期に就任せざるを得ない人がいる。
  - 交代者の発掘や交代者説得については十分時間をかける。

## 「制度上の問題点」

- 年齢制限で候補者の範囲が限定される。
  - ➔ 少年補導員は年齢条件引き上げの検討を求める。
- 制度に対する改善が検討されていない。
  - ➔ 役割、必要性、成果について、市と話し合う場の設定を要望する。
- 制度に対する住民の理解が十分でない。
  - ➔ 各制度の周知強化を市に要望する。
- 民生委員・児童委員の任期は3年で自治会役員の任期と異なるので不都合もある。
  - ➔ 自治会活動への協力のあり方について、委員の方々と話し合う場を設ける。



役員のなり手を見つけられない課題は、当学区では特に悩める課題です。  
自治会活動の在り方等本質まで掘り下げた根本的な検討が必要かと思われます。  
「一度やってみようか！」  
そんな気運を街の中に醸し出すような取り組みが必要と思われます。



## (2) 自治会役員の選出

自治会長にとって、行政委嘱委員の推薦依頼に応えるのも悩みの種ですが、自治会そのものの三役をはじめとする選出についても多くの悩みを聞きました。

### 「選出方法について」

- 自治会長のなり手がなく、自治会長の選出に毎年苦慮している。
- 立候補者がいなく、適任者を見つけることが出来ない。
- 副会長や会計を会長指名で選任の場合、会長は人材確保に苦慮する。
- 是非はあるが、あみだくじで選出される自治会もある。
- 転入者は社会歴情報や家族情報等が無いいため、その中から推薦者を探せない。
- 役員選出方法を見直す必要がある。
- 輪番制を導入しようとしたら自治会を脱退された方がいる。
- 仕事や高齢を理由に選出されるのを避けようとする。
- 転入者の自治会参加意識が薄く、将来的には輪番制にするしかない。

### 「役員の仕事量の多さ」

- 自治会長の負担が大きく選考（立候補・推薦）に苦慮している。
  - ➔ 報酬を検討する。
  - ➔ 副会長を複数人置いて、会長の負担を軽減する。
  - ➔ 行政委嘱委員推薦の方法について、市に相談する。
- 市の依頼する会長業務が過大である。（行事・会議の出席、補助金請求事務等）
  - ➔ 行政からの出席依頼については、行政に相談する。
- 会長業務は広範囲で、特に初年度は補助金申請等の知識不足のため大変苦勞する。
  - ➔ 自治会運営の手引書があると新任会長にとっては手助けとなる。
  - ➔ 会長選出は早期に着手し、余裕をもってしっかり業務の引き継ぎを行う。
  - ➔ 会長職の負担軽減のため事務職員雇用を活用する。
- 自治会長は後継者が見つからないと再任せざるをえず就任期間が長くなる。
  - ➔ 選出方法の見直しを総会に諮り会員の意見を聞いてみる。
- パソコンが使えないと役員は無理な状況である。
- 自治会役員になっても会合に出てこられない方がでてくる。
- 現役世代は勤務上の制約で自治会活動への参加が困難である。
  - ➔ 会長業務の年間スケジュール表を作成し、見える化を行う。

## 「高齢化・その他」

- 高齢化が進み輪番制の役員選出や自治会作業に影響がでている。
- 高齢化で役員のできる世帯が少なくなって苦慮している。
- 高齢世帯に消防隊員の輪番が当たると訓練活動は気の毒である。
- 80歳以上の夫婦のみの世帯で組長を担ってもらっていて大変である。
- 役員任期が1年で申し送りだけでは不十分で継続性に課題がある。

## 「意識上の問題」

- 「自分達の街は自分達で良くしていく」という意識をいかにもってもらうか。
  - ➔ 自治会館を集いやすい場所にして、会員の自治会への関心を高める。
  - ➔ 自治会の魅力発信を活発にして、自治会役員に就く意欲を高める。
  - ➔ 自治会活動の“見える化”に取り組み、自治会役員に就く意欲を高める。
  - ➔ 役員は大変！ではなく、役員のやりがいや魅力を発信する。

自治会ごとに選出の方法や状況はいろいろです。仕方なく引き受けているのが実態です。「一回は経験してみんなの役に立とう！」という気運が盛り上がるのが理想ですが…



※ 以下は、総務省が平成 21 年に立ち上げた「コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会」が発行した「コミュニティ団体運営の手引き」から抜粋しました。

**Q** 来年度の役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう？

○基本的な考え方

役員を選出は、団体の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。

時間をかけても皆が納得するような選考を目指しましょう。

○事 例

うちの会では、1 年交代でくじ引きで決めます。1 年だけならやってもいいという人が多いからです。一人で住んでいるお年寄りなどどうしても引き受けられない人は免除しますが、そうでない人は仕事を持っていてもやってもらいます。

そのため、役員の仕事は基本的に休日や夜間とし、仕事と両立できるよう配慮しています。

うちの会では、役員の人数を増やして 1 人当たりの負担を軽くしました。

すると、これまで忙しかった人も活動しやすくなりましたし、急に出られなくなった人がいても他の役員でカバーできるようになりました。

いざという時に皆で補い合える体制にしたことで、心理的な負担も軽くなったようですよ。

うちの会では、盆踊り大会や運動会がありますが、会長には統括と対外的な活動に専念してもらい、副会長をそれぞれの行事の担当部長としています。そうすれば、会長の負担が軽くなるので、会長のなり手を確保できます。また、会長の独断ではなく色々と協議できますし、行事に関わる会員が増えるので、活動が活発になりますよ。

うちの会では、民生委員などの行政からの委嘱委員を役員に入れていますが。役員の人数や層が充実するだけでなく、行政との連携や情報共有も図れますよ。

うちの会では、定例の役員会に各班の班長も参加させています。班長はくじ引きで 1 年交代ですので、色々な人がなります。次期役員を決めるときには、この班長を中心に声をかけます。班長は役員の仕事を見る機会が多いので、仕事が分かっている分、引き受けようかという気になってくれることも多いようです。

出典：コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会

『コミュニティ団体運営の手引き』（平成 22 年）74-75 ページ

## 2. 行 政

## 市役所何とかして！

プロジェクト会議の中で、最も多く挙げられたのは前述の役員に関する課題、そして2番目に多かったのが「行政」についてでした。

行政についての課題は次の5項目に整理されました。

(1) 配布物 (2) 参加割当 (3) 自治会と市の関係 (4) 補助金 (5) 個人情報

### (1) 配布物 … 多いです！

市、学校、社協、警察等から自治会へ回覧の依頼があります。自治会は配りものにも労力を使います。

#### 「配布物の量」

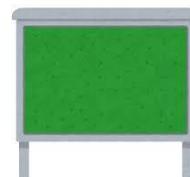
- 市や関係機関からの配布物が多い。(H25年度195件、H26年度161件)
- 先方の都合で配布してくるので、自治会は年中配布に追われている。
- 関係機関(市・警察・社協・学校)の配送日が異なるため、二度手間となる。
- どの程度読まれているのか、効果についてたまにはチェックしてほしい。
- 文書が多いときは一覧(インデックス)をつけてほしい。
- 文書が多すぎると、重要なお知らせが埋もれて気づかれないことがある。
  - ➔ 配布物の上限を設ける。
  - ➔ 重要物を上にするなど、役員会で工夫を求める。
  - ➔ 全戸配布か回覧かの検討も必要。回覧物の中身の点検をする。
  - ➔ 配布物は、その都度配布せず自治会で配布日を決めてまとめて配布する。
  - ➔ 市広報と回覧との重複掲載とならぬように市に改善を要望する。

#### 「配布物の内容」

- 裏表印刷文書やホチキス止めしている文書の回覧はやめてほしい。
  - ➔ 回覧用文書は回覧時の見やすさの工夫を求める。
  - ➔ 回覧用配布文書の様式の統一を求める。(例：A4一枚、片面印刷)
  - ➔ 冊子類は回覧に適さないので検討を求める。
- 回覧に日数がかかり、事業等の締切が終わってから届くことがある。
  - ➔ 期限のある回覧の場合は、相当の余裕をもって自治会へ配送してもらう。
- 回覧文書に、見てもらおうという工夫が無い場合がある。
  - ➔ 文字を大きくする、文字を少なくするなどの工夫を求める。

## 「掲示板」

- 掲示板改善を進めてほしい。（押しピン落下、風雨で飛散等）
- 掲示板のスペースが不足する時期がある。
  - ➔ ポスターは大きさの制限を求める。
  - ➔ 市役所にも自治会掲示板を設置するなど、掲示物のスペース確認を求める。



市の自治会担当課（市民協働課）では、次のとおり改善に努めております。

- ◎ 市は、回覧とポスター依頼を毎週1回から隔週1回に減らしております。
- ◎ 市は、自治会からの報告様式はホームページに掲載しております。
- ◎ 全戸配布文書は、目的、必要性を精査し最小限にとどめております。
- ◎ ポスターのサイズは、A3タテに統一しております。
- ◎ 一つの事業でポスター掲示と回覧の両方は依頼しません。
- ◎ 市の広報紙やホームページに掲載したものは特別なものを除き回覧しません。
- ◎ 回覧文書は、分かり易く簡潔にします。
- ◎ 定期刊行物は、配布文書の多い時期をさけます。
- ◎ 掲示板を全てマグネット式にしました。
- ◎ 掲示物の終期を確認し、スペースを常時把握しております。

※上記は、令和3年3月の状況です。



## (2) 参加割当 … 人選に大変です！

参加割り当てのある行事案内は、参加者確保に苦労します。

- 関心度合いの低い行事は、とりまとめに苦労する。
  - ➔ 行事に対する関心や参加意欲を高める工夫を市に要望する。
- 年間予定表以外にもイベントが多く、出席者の割り当てに苦慮する。
  - ➔ 参加割当行事については前年度中に知らせるよう要望する。
- 市や関連団体からの依頼・要請が多く、義務強制感があり、時間が拘束される。
  - ➔ 自治会への割り当て人数減と、案内（権利）か要請（義務）かの明記を求める。
- まちづくり推進会議の学区事業は見直してほしい。
  - ➔ まちづくり推進会議での検討を求める。

### (3) 自治会と市の関係 … 立場をはっきりしてほしい！

自治会とは住みよいまちづくりを目的に地域居住者で組織する任意の団体ですが、活動内容が市との関連事項が多いので、立場を正しく理解することが必要と思われます。

#### 「市との関係」

- 市と自治会長との関係、また市と自治会との関係についてははっきりしない。
- 自治会長委嘱状に委嘱事項が明記されていない。
- 市において自治会と市の関係を十分研究・検討してほしい。
- 官民境界立会等における自治会長の役割と権限の範囲が不明瞭である。
  - ➔ 市と自治会の関係が不明瞭なため困る事項については、協議の場を設ける。
  - ➔ 自治会長委嘱事項について、市と自治会側の協議の場を設ける。
  - ➔ 自治会長への委嘱事項を明らかにして自治会長会等での説明を求める。
  - ➔ 市と自治会の関係を明確にし、広く住民に周知されるよう要望する。

#### 「自治会の負担感」

- 提出物が多い。
  - ➔ 自治会から市への提出物について、手続きの簡素化を要望する。
  - ➔ 申請書への自治会長押印について省略を認めてもらえるよう市に要望する。
  - ➔ ネット（市ホームページ）の活用による申請の省力化を市に要望する。
- 費用や手間の割に効果がはっきりしない。
  - ➔ 事業効果についての広報充実を要望する。



#### 「その他」

- 自治会について市のホームページにほとんど触れられていない。
  - ➔ 市ホームページにおける自治会関係ページの充実を要望する。
  - ➔ 市各課の自治会関係申請様式について市ホームページへの掲載を求める。
- 自治会担当課を作してほしい。
- 自治会との相談の場を作してほしい。
  - ➔ おでかけ市長室の制度を活用する。
- 自治会及び関連団体への依頼事業について、高齢者の負担面を考慮してほしい。
- 消火栓ボックスや掲示板の設置の経緯（所有関係）と活用方法がわからない。
  - ➔ 市ホームページに説明掲載を要望する。
- 要望書、要望事項への回答が遅い。
  - ➔ 遅くなる場合には必ずその旨の一報を入れるよう市に改善を要望する。

- 市窓口での転入受付時に自治会の案内をしてもらいたい。（自治会連絡先）
  - ➔ 自治会ごとに毎年意向確認のうえ、案内有無の徹底を要望する。

#### (4) 補助金…もっと簡単にして！

市から補助金を受けるには申請が必要ですが、この事務が結構面倒です。

##### 「説明・改善」

- 補助金の種類が多くてわかりにくい。それぞれの補助目的を説明書きしてほしい。
  - ➔ 自治会ハンドブックを要望する。
- 市のホームページに補助金の様式集を掲載してほしい。
  - ➔ 市ホームページに自治会補助金コーナーを設けるよう要望する。
- 消火栓、ごみ集積所、防犯灯等の補助率の根拠を知りたい。
- 市のホームページで閲覧しても、該当の補助金へたどりつきにくい。
- 市のホームページから、市社協、学区社協の補助金へたどりつきたい。
  - ➔ 補助金等の申請等が利用しやすいよう、市ホームページの改良を求める。
- 補助率が低いこと、交付までの日数、申請書類の簡素化等の改善をしてほしい。



市の自治会担当課（市民協働課）では、次のとおり改善に努めております。

- ◎ 市ホームページの「ホーム（下部）＞申請書ダウンロード＞自治会関係」に各課の自治会関係申請様式（補助金様式含む）を掲載しています。  
また、各課の案内文に、ホームページの検索方法を記載することとしています。
- ◎ 自治会長印の省略や、メールでの文書の受付など、省略化を進めています。
- ◎ 転入者に対しての自治会加入案内を市民課にて配布しています。
- ◎ 補助金の補助要綱を見直す際、全自治会の意見を聞くことは難しいですが、自治連合会等の場で協議しております。

#### (5) 個人情報 … 保護は大切ですが…

個人情報の保護に留意するのは当然ですが、自治会や民生委員・児童委員の活動の障壁となっているところもあります。活動の実態に即したきめ細かい対策を考慮してもらいたいところです。

- 個人情報保護による制約のため自治会業務に何かと不便である。
- 転入出異動、要援護者対応、住民基本情報の活用について要望を聞いてほしい。
  - ➔ 個人情報に関する自治会の要望について市と自治会での協議を求める。



### 3. 事業 どのような行事をすればいいの？

自治会が開催するイベントや行事には、できる限り多くの会員に参加してほしいのですが、なかなか思うようには行きません。自治会としてどのような事業をどのように行うのが良いのか、悩まされる問題です。



#### 「参加者を増やしたい」

- 参加者の顔ぶれが同じで新規参加者の拡大が必要である。
  - ➔ 新しい価値判断で地域を巻き込む共同活動の事業を行う。
  - ➔ マンネリとならないよう、社会情勢の変化に合わせ、行事も変える。
  - ➔ 役員会や総会でニーズを把握する。
  - ➔ 会員が参加するきっかけづくりを検討する。
  - ➔ 対象者、呼びかけ方法、実施内容を見直す。（敬老会、夏祭り、スポーツ大会）
  - ➔ カラー印刷するなど、案内文書を工夫する。
  - ➔ 役員を務めた方にお隣にも声をかけてもらって近所で広めてもらう。
  - ➔ 人口の多い自治会では実施方法を見直す。（スポーツ、夏祭り、敬老会等）
- 体育祭や伝統行事（祭礼等）への不参加が多い。
  - ➔ 伝統行事は地域のことを知ってもらい継承するため、親子での参加を促す。
  - ➔ 福祉の増進につながるよう、事業の目的を明確にしておく。
  - ➔ 協力者を募る。
- 自衛消防組織への不参加が多い。

#### 「地域の安全対策」

- 空き家が増えており、庭の管理、火災、防犯等の問題がある。
  - ➔ 空き家対策（防火・防犯）について、市に相談してみる。
- 防災面では、実際に災害があった場合に十分機能できない恐れがある。
  - ➔ 災害時の活動について自治会で話し合っておく。
  - ➔ 自主防災組織が機能するよう訓練を実施する。
  - ➔ 大規模災害（地震）に対して、学区規模での検討をする。



#### 「子ども・高齢者」

- 子育て（地域での子ども）支援活動
  - ➔ 自治会単位や近隣自治会単位で子育てサロンを実施する。
  - ➔ 子育てサロンを通じて情報を広げていく。

- ➔ 子育てサロンは子育てサポート以外の目的も検討する。(防災上の絆づくり等)
- 独居老人が増えてきており、その安全の確保と分担範囲が課題である。
- ➔ 独居老人の安全について、市や民生委員と相談する。

※ 以下、「コミュニティ団体運営の手引き」から抜粋

❓ 若い人が活動にあまり関心を持ってくれません。どうしたらいいでしょう？

○ 基本的な考え方

若年層に対して活動の意義を理解してもらうようにするとともに、若年層が団体に対して何を求めているかを把握したうえで、活動内容を見直すことが有効です。

○ 事例

うちの会では、地域の子ども会とも連携して、若い人が子どもと参加できるイベントを増やしました。

最初は、若い人はそのようなイベントに参加するだけでしたが、イベントでの交流がきっかけとなり、日常的な清掃活動などへの参加も多くなりました。

今では、若い人が中心となっている活動もあります。

うちの団体では、役員に若い人を入れるようにして、若い人の意見が活動に反映されるようにしました。

その結果、今まで出てこなかったような斬新なアイデアが出てくるようになって活動が活発化し、役員以外の若い人たちも活動に関心を持つようになりましたよ。

うちの会でも役員にできるだけ若い人を入れるようにしています。若い人はとかく仕事や育児で忙しいですから、なかなか活動に参加しにくいようですが、できることだけでもやってもらうことが大事だと思っています。

そうやって一緒にやっているうちに、年長者が一生懸命やっているのを見て、やる気になってくれているようです。

うちの会では、会員に活動をよく知ってもらって、関心を持ってもらうために、頻繁に活動報告をするようにしています。

2か月に1回の会報では、実施した行事の報告を行い、隔週で発行するニュースには今後の行事予定も載せています。

活動報告では、行事に参加した人へのインタビュー記事や子どもたちの感想文を載せることで、より多くの人に身近に感じてもらえるよう工夫しています。

うちの会では、紙媒体の回覧だけでなく、会のホームページを作って、活動の報告や行事のお知らせを載せています。ホームページは会員以外でも見られるので、個人情報には注意が必要です。

ホームページは現会員の方だけでなく、独立して家を出た子どもたちも、ふるさとの様子がよくわかるということで見てくれているようです。

出典：コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会

『コミュニティ団体運営の手引き』（平成22年）86-87 ページ

## 4. 会 員 知り合って幸せに！

自治会の会員についても、いろいろ悩むことがあります…。

### 「転入者」

- 会員の把握ができない。
  - ➔ 転入の事実を知る方法として、プルーリストを活用する。
- 自治会への未加入者がいる。自治会員になろうとしない。
  - ➔ 転入時対策として業者とは開発の時点で自治会加入について協議しておく。
  - ➔ 開発業者や販売業者に対し、自治会加入が条件であることを協議しておく。
  - ➔ オーナー、自治会、業者の三者で協議する。
  - ➔ 家主や管理会社と協議し、賃貸借契約を交わす際に加入を勧めてもらう。
  - ➔ 自治会活動や会費等の資料を管理組合代表者に渡し、加入促進の協力を願う。
- 転入者の自治会活動参加率が低い。
- 新旧会員の交流が十分ではない。
  - ➔ 趣味の会、バーベキュー大会等で楽しく集まってもらい新旧会員の交流を図る。
  - ➔ 地域の歴史文化の勉強会の場を作り、交流を図る。
  - ➔ 花いっぱい運動事業で、子ども会だけでなく他団体も巻き込み新旧交流を図る。
- マンションでは居住者間交流が少ない。
  - ➔ 班の交流を自治会でサポートする。
  - ➔ マンション住居者同士の交流の場として集会所の活用を図る。



### 「会員の意識」

- 会員の意識改革も必要である。（地域での積極的な奉仕、福祉活動）
  - ➔ 意識改革として、20年後・30年後を見据えた議論を自治会内で行う。
  - ➔ スポット的なまちづくりサポーター、自治会サポーターを募る。
- ペットマナーのルールを守らない。
  - ➔ ペットマナーは市の生活環境を保全する条例で規定されており、その周知徹底を市に願う。
  - ➔ 貼り紙や立て看板等でペットマナーについての条例の定めを知らせる。



### 「その他会員の課題」

- 自治会費を値上げした際に脱会される事例があった。
- 必要なときだけ（子どもや高齢者がいる等）加入する現状がある。
- 新規転入世帯の場合、家族の死亡について自治会へ連絡が入らないことがある。
- 会員急増で回覧や配布物が大量となり事務の負担が急増している。
- 会員急増で自治会役員が増え、自治会館が手狭になった。

自治会活動を通じて、地域での楽しさや安心感が増大することが何よりです。

## 5. 情 報 活 動 を 知 っ て も ら っ せ う !

自治会への関心を深めてもらうためには、情報発信の充実が求められているようです。

### 「情報発信」

- 情報発信が不十分である。（回覧板や掲示では伝わりにくい）
- 役員に比べ一般会員への情報提供量はかなり少ない。
  - ➔ 回覧板の内容を工夫する。
  - ➔ 自治会行事の年間カレンダーを全戸配布する。
  - ➔ 自治会のホームページを作成して若い世代に情報発信する。
  - ➔ 会議録等、情報はたくさん出す。

※イラスト等の著作権のある著作物を利用する場合、原則として著作権者の許諾が必要です。無断で利用すれば著作権侵害となることがあります。インターネット上のイラスト集等についても同様ですので、必ず利用規約を確認しましょう。

- ◎ 自治会広報誌は、市ホームページにおいても掲載することが可能です。掲載をご希望される自治会は、守山会館までお申し出ください。

### 「情報収集」

- 一般会員の意見が反映しにくい。
  - ➔ 若い人たちがやりたいことを話し合える場づくりをする。
  - ➔ 「わがまちミーティング」等の開催で住民の意見をキャッチする。
  - ➔ アンケートを実施して会員の意見をくみ上げる。
  - ➔ 会員からの「意見を聴く仕組み」や「共有できる仕組み」を考える。
  - ➔ 意見に対する結果を自治会広報で伝える。



自治会 c a f e 等で気楽によもやま話をするのが、いろんな活動に結びついていくのではないのでしょうか。

## 6. 募 金 これっていいの？

市や社会福祉協議会等から募金協力を依頼されますが、集めるのに困っています！



### 「集め方（自治会費から支出の是非）」

- 集金の手間を無くすため自治会費より支出しているが、問題化する恐れがある。
- 問題化し会費からの支出をやめた他市での事例もある。判例も問題視している。
- 総会で支出予算の承認を得ても、募金趣旨には反しており不適切である。
- 募金袋を世帯回しするなどして、あくまで任意の金額を集金すべきである。
  - ➔ 問題ありでも、手間軽減や集まる金額を考えるとやむを得ない。
  - ➔ 総会での承認があればやむを得ない。
  - ➔ 他市の事例や、制度上の改善策について市に相談する。

### 「時期等の問題」

- 募金の依頼時期が団体ごとにばらつきがあり、自治会内で大変手間がかかる。
- 一方で、重なると金銭的負担感が増える。
- 手間は羽根の配布にもある。羽根の配布について見直しを求めたい。
  - ➔ 制度の改善について市に相談する。
- 自治会からの募金要請と思われているふしがある。
  - ➔ 自治会は集金等に協力するだけの立場で、自治会の要請でないことを周知する。
- 社協の「一般会費」も誤解を招く。
  - ➔ 募金の趣旨の徹底や制度への理解が深まるよう、行政等での検討を求める。

### ※ 以下、「コミュニティ団体運営の手引き」から抜粋

**Q** 自治会へ募金協力のお願いがありました。どのように集めればいいでしょうか？

#### ○基本的な考え方

自治会等には共同募金（赤い羽根募金）、緑の（羽根）募金、社会福祉協議会募金、日本赤十字共同募金などの協力のお願いが来ることがあります。

募金は、その趣旨に賛同する人が自由に行うべきなので、会員が思い思いの額を募金して、団体はそれを取りまとめるだけというのが本来の姿です。

しかし現実には、予め団体の予算の中に組み込んでいるところも多いようです。

募金の取り扱いについては問題になることも多いので、全体でよく話し合っ団体の方針を決めましょう。

## ○事 例

うちの会では会費と別に募金を徴収しています。  
募金は自分の意思で行うものですから、募金する意思を確認するためです。

うちの会では、集めた会費の中から募金を出しています。  
この方法は、戸別に募金の意思を確認できないという問題があるので、一度総会でも議論しましたが、会費と別に徴収するのは役員の負担が増えるということで、会員の皆さんにも納得していただきました。

うちの会では、募金額の何割かを集めた会費の中から出して、残りの部分については、会費とは別に各家を回って徴収しています。  
全体のどれだけを会費から出すかは、役員会で議論した後、総会で承認を得ます。

出典：コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会  
『コミュニティ団体運営の手引き』（平成 22 年）81 ページ

第 3 章は、もとはと言えばまるごと活性化事業が始まる以前の時点から、当学区の自治会長会でよく課題提起されていた案件です。

対策案はすぐに実現可能なものもありますが、時間がかかるものや、相手と調整が必要なもの、再考が必要なもの等、簡単に結果に結びつかないものが多数です。だからこそいつまでも課題となっているのだと思います。

しかし放置はできません。ここに掲げた対策がヒントになり、実情に合わせて一つずつ改善につながっていくことを願っています。

今後の自治会運営に少しでも役立つことを願っています。

## ～おわりに～



自治会に関わる課題を何とかしたい…その思いで約7年間に渡りプロジェクトを進めてきました。平成30年度に自治会ハンドブックが完成してから、その後も活動を続けてまいり、今回内容を一部変更し、改訂版を作成することといたしました。

このハンドブックは自治会運営にあたっての「手引き書」となる部分に加え、住民はどのように思っているのかについてとりまとめたこと、さらに自治会運営における現実の課題とその対策について取りまとめたところが特徴となっています。



第1章は、とりわけ新任自治会長さんにはご活用いただけるものと思います。

第2章は、自治会の在り方を考えるうえで参考になるのではと思います。

第3章は、自治会運営上実務的な参考にしていただければと思います。

なお、守山学区自治会魅力向上プロジェクトとして作成していますので、守山学区を対象とした内容となっています。

最後に提言です。住みよいまちを築き、住みよいまちを守っていくのは会員である住民一人ひとりです。一人ひとりがそれぞれの役割を果たしあって地域を良くしようとする姿勢こそが本質的な地域の力であり、そのことを具現化する手法が自治会魅力向上に向けた根本的な対策でないかと思われます。

自治会は任意の団体であり、ご近所同士で助け合おう、ご近所が仲良く暮らそう、ということが原点のはずです。そこには何の強制力も負担感もありません。人の役に立つことが出来ることはむしろ達成感や充足感が得られるもののはずです。



本来的な自治会の意義を越えてしまって、活動に無理を求めている点がないか、じっくり見つめ直し、これまでの運営や活動の在り方を根本的に見直すことも必要と思われます。

そうしたことを「わがまちミーティング」を開催するなどして住民同士で話し合い、無理のない自発的な活動へと少しずつ改善することが大切です。自治会魅力向上に向けた継続的な取組みにより、守山学区が住みよいまちであり続けられることを願っています。

令和3年3月

守山学区まるごと活性化プラン自治会魅力向上プロジェクト

プロジェクトチーム代表 井上純作

